

## 北海道警察本部告示第112号

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第53条第2項の規定に基づき、令和5年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり定める。

令和6年2月16日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

### 1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、北海道警察が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するもの

### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

北海道警察のホームページで公表している個人情報ファイル簿のうち、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイル（「行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨」の項目に「該当」とあるもの）

- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第3項第1号）
- (2) 個人情報ファイルに北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）の規定による公文書の開示の請求があったとしたならば、次のア又はイのいずれかを行うこととなるもの
  - ア 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第3項第2号イ）
  - イ 条例の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第3項第2号ロ）
- (3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第3項第3号）

### 3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問わないが、代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案すること。

また、単独提案、共同提案のいずれも行うことができる。ただし、法第113条の規定により、次に掲げる欠格事由のいずれかに該当する者は提案できない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの

#### 4 募集期間

令和6年2月16日（金）から令和6年3月18日（月）まで

#### 5 提案の方法

##### (1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出すること。

ア 提案書（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書）

イ 誓約書（上記3の(1)から(6)までに該当しないことを誓約する書面）

ウ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

エ 提案をする者の本人確認書類（提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付すること。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付すること。）

オ 委任状（代理人の権限を証する書面。代理人による提案をする場合に限る。）

##### (2) 提案書類の提出方法

持参又は郵送及び信書便により、次により提案書類を2部提出すること。

##### ア 提案書類の提出先

〒060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部総務課警察情報センター

##### イ 参考事項

(7) 持参による場合は、午前8時45分から午後0時まで及び午後1時から午後5時30分までに提出すること（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項に規定する北海道の休日を除く。）。

(4) 郵送及び信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きして提出すること（令和6年3月18日（月）午後5時30分までに必着）。

#### 6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査する。

(1) 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。

(2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

(3) 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。

(4) 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

(5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必

要な期間であること。

(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

#### 7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知する。

#### 8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する規則別記様式第10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出し、所定の手数料を納付することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めない。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知する。

#### 9 留意事項

(1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとする。

(2) 北海道警察からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となる。

(3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがある。

(4) 北海道警察が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は北海道警察に帰属する。

(5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となる。

(6) 提案書類は返却しない。

#### 10 提案に関する連絡先

提案の手續等について不明な点があれば、次の連絡先まで問い合わせること。

なお、相談内容により時間を要する場合がある。

連絡先

北海道警察本部総務部総務課警察情報センター

電話：011-251-0110（内線2141、2142）